

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

アンケート調査の概要

(1) 調査手法

質問票の配付及び回答の回収方法： 郵送及びインターネットによる調査
 発 送 時 期： 平成30年7月26日(木)
 回 収 締 め 切 り： 平成30年9月3日(月)

(2) 調査対象

本会の会員21社(平成30年3月31日時点)中、下記の17社の顧客に対して、各会員を通じて郵送またはインターネットにより調査を実施した。

・ 郵送により質問票を配布した顧客数 1,591名
 回答者数 218名
 (回収率13.70%)

インターネットによる回答者数 177名
 回答者合計 395名
 本調査にご協力いただいた会員企業一覧(17社)

IG証券株式会社	サンワード貿易株式会社
株式会社アステム	セントラル商事株式会社
岡地株式会社	天起産業株式会社
岡藤商事株式会社	日産証券株式会社
岡安商事株式会社	株式会社フジトミ
カネツFX証券株式会社	北辰物産株式会社
クリエイトジャパン株式会社	豊商事株式会社
KOYO証券株式会社	ローズ・コモティイ株式会社
株式会社コムテックス	

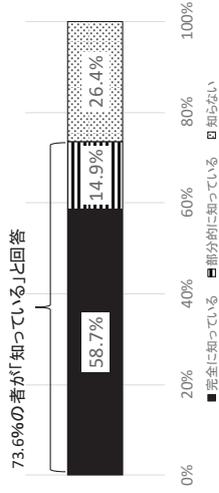
1. アンケート結果概要

(1) デリバティブ取引間での損益通算の浸透状況について

全体の7割超の者が一定程度認知

- 税法上「先物取引」に分類されるデリバティブ取引(商品先物取引、有価証券先物取引等、金融先物取引、及び店頭デリバティブ取引)に属する取引種別の間では全てが相互に損益通算が可能であることについて認知している者は全体の58.7%であった。
- また、一部のデリバティブ取引間では損益通算が可能であると認知していた者は回答者の14.9%であった。
- 従って、デリバティブ取引間での損益通算に関して多少なりとも認知している者は全体の73.6%(=58.7+14.9)という結果となった。

デリバティブ取引間についての損益通算について

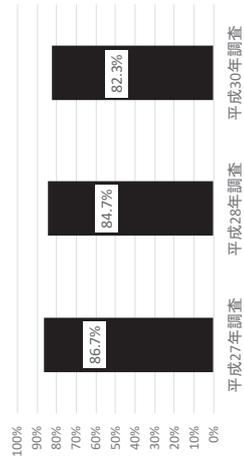


(2) 損失の3年間の繰越控除の浸透状況について

8割以上の者が本制度を認知

- 商品先物取引で損失が生じた場合、翌年以降3年間にわたって繰越控除を行うことができることについては82.3%の者が「知っている」と回答した。
- なお、直近3回の調査ではいずれも80%強が「知っている」と回答しており、浸透度の高さが窺える(下図参照)。

繰越控除制度の認知割合

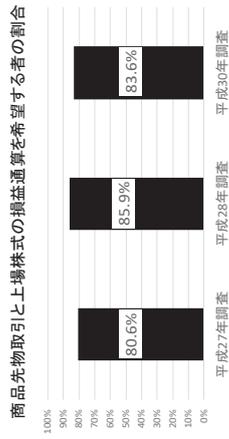


(3) 商品先物取引との損益通算を希望する金融取引について

8割以上の者が上場株式との損益通算を希望

●商品先物投資家と比べると圧倒的に取引している者の数が多い上場株式との損益通算を希望する結果となった。直近3回の調査でも80.6%→85.9%→83.6%と8割以上の投資家が上場株式との損益通算を希望すると回答している。(下図参照)。

*上場株式の上位は、投資信託(52.0%)、商品ファンド(40.7%)、海外先物取引(38.0%)の順。



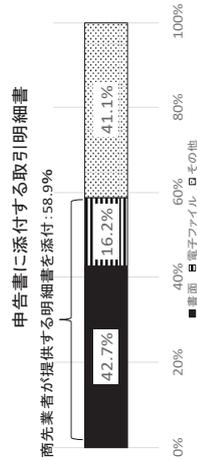
デリバティブ取引と損益通算して欲しい商品は？



(4) 確定申告書に添付する取引明細書について

約6割の者が商品先物取引業者(以下「商先業者」)が提供する取引報告書を添付

●42.7%の者が商先業者から「書面」で提供される年間取引報告書を、16.2%の者が商先業者から「電子ファイル」で提供される年間取引報告書を利用していると回答し、商先業者提供の年間取引報告書を活用している者は58.9%であった。

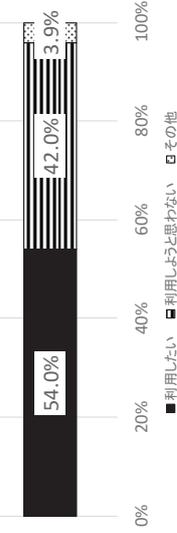


(5) 源泉徴収制度の導入について

「利用したい」が54.0%、「利用しようとは思わない」が42.0%

- 「利用したい」と回答した54.0%の内訳は以下の通りであった。
 - 無条件に利用したい⇒22.7%
 - 株式と損益通算が可能なら利用したい⇒20.9%
 - 他のデリバティブ取引との損益通算が可能なら利用したい⇒10.4%
- 「利用しようとは思わない」と回答した42.0%の内訳は以下の通りであった。
 - 必要経費控除のために確定申告をするため⇒4.4%
 - 他に事業所得等があり確定申告をしなければならぬため⇒13.8%
 - 複数の会社で取引している場合や損失の繰越控除をしたい場合などの一定の場合には確定申告が必要になるため⇒23.8%

源泉徴収制度を利用したいか？

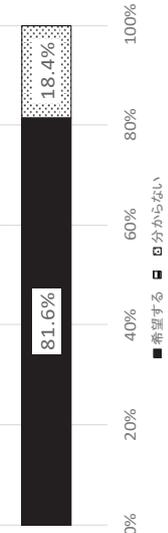


(6) 商品先物取引に係る非課税制度(商品版NISA)の導入について

8割超の者が「導入してほしい」と回答

●「商品先物独自の非課税制度を設けてほしい」が38.9%、「投資上限額は現行のままでいいのNISAの対象にしてほしい」が22.4%、「商品先物をNISAの対象にし、投資上限額も拡大してほしい」が20.3%と商品先物取引に係る非課税制度の導入を望む回答が81.6%に達した。

商品先物取引の非課税制度を希望するか？



(7) 平成29年中の商品先物取引への平均投資額、利益者割合、損失者割合について

平均投資額：564.4万円

利益者：40.1%（平均利益額：146.6万円）

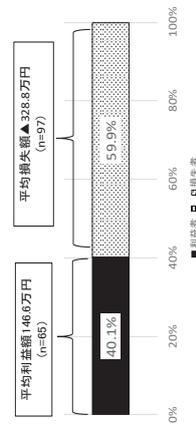
損失者：59.9%（平均損失額：▲328.8万円）

●「平成29年中に商品先物取引を行った」と回答したのは255名で、それらの者の平均投資額は564.4万円であった。

●上記のうち168名は売買損益について回答し、そのうち162名が損益額についても回答をした。利益者は65名（40.1%）、損失者は97名（59.9%）であった。

●回答のあった利益者の平均利益額は146.6万円、回答のあった損失者の平均損失額は▲328.8万円であった。

平成29年中の商品先物取引に係る損益者の割合



(8) 商品先物取引への1人当たり平均投資額、利益者割合、損失者割合

直近10年間の商品先物取引に対する平均投資額推移は下記の通り。このうち平成29年に商品先物取引を行ったと回答した者255名の平均投資額は564.4万円となった。

商品先物取引に対する投資額の分布表（本報告書p19参照）を見ると投資額500万円未満の者が全体の76.4%を占める一方で、投資額1,000万円以上の者も11.4%（うち5,000万円以上は1.2%）おり、このことが全体として平均投資額を560万円に引き上げる要因となったことが窺える。



※投資額は、調査年の前年の額。平成29年は調査を実施しなかった。

2018年1月1日現在	大項目	小項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
		申告分離課税20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)	商品先物は資本資産とされ(1221)、キャピタルゲイン課税の対象となる(1234A(1))。ほとんどの取引が引がられる(1256(b)(1)(A))。所得は、期中は実現主義(1001(c))だが、期末に時価への洗い替えが行われる(Mark to Market:1256(a)(1))ため時価課税と言える。口座が届くので、記載された所得の60%を長期、40%を短期とみなし(1256(a)(2))、いったんは通常所得と別に分離計算する(64、65)。長期と短期に分けてそれぞれネットを計算、長短通算までをForm8949で計算する。長期ゲインは通常所得の多額を参照して、0%、15%、25%の三段階で税額が計算される。短期ゲインは、通常所得に戻されてForm1040で算出課税に付される。	分離課税(税率10%・20%) 総合課税の課税所得課税も参照して2段階で税率が変わる。	2017年まで超過累進税率による総合課税が行われていたが、マクロン政権により2018年1月1日から金融所得の定率源泉分離課税制度(PFU)が導入され、申告時に総合課税を選択(選択は取消不可)することが可能になった。PFU課税ベースは収入から移動平均法による原価と手数料を控除した所得で、税率は12.8%の定率所得税と17.2%の社会保険拠出金を合わせて30%、支払のつど源泉徴収により納付される。納税者は、申告時に損益通算と所得控除(ただし税率は総合課税となる)を選択することができる。	源泉徴収26.375%(所得税25%、連帯付加税1.375%)の源泉分離課税、有利な場合には総合課税を選択することができる。	
根拠法令		租税特別措置法41条の14 地方税法附則35条の4 復興財源確保法13条	上枠内に既述	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CGT)143	租税法150ter条1項 租税一般法200A条1項(定率課税) 租税一般法200A条2項(総合課税)	所得税法20条2項3号	
金融先物(有価証券先物を含む)に対する課税		申告分離課税20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)	基本的に商品先物と金融先物はキャピタルゲインとして同一の課税がなされる(所得区分は同一)。ただし、金融先物契約については、長期と短期の区別がなく、すべて短期とみなされる点に注意が必要(1234(a)、(b)、1234B(e))。	同上	同上	同上	譲渡所得、配当所得とともに26.375%の源泉分離課税。ただし、総合課税を選択することもできる。 ファンด์課税について2018年1月1日から大規模な改正がなされた。ファンด์が配当せずに利益留保したとしても、配当金額を連邦銀行の標準利回りを超えている場合には、超過分の70%は実現したものとして配当で源泉した税額の不足分を事前納付しなければならぬ。ファンด์を構成する資産のうち株式が占める割合によって51%以上の場合とそれ以下の場合とで一部免除が定められ、また、源泉徴収額は801ユーロ(夫婦合算1602ユーロ)のみなし事業費を超えるまで徴収されないなど、複雑な規定となっており、仲介するカストディアン銀行が源泉徴収義務を担い、証明書を発行することで投資家が総合課税による確定申告で還付申告を選択することができる。
根拠法令		同上	同上	同上	同上	同上	InvS(G)18条

大項目	小項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
基本情報		譲渡に関しては、原則として申告分離課税 20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、 地方税5%) 源泉分離課税は、特定口座を選択した場合に オプションとして選ぶことができ、この場合には 配当所得も損益通算の対象とすることができ、 配当に関しては、①一般株式等の配当等は 20.42%(所得税及び復興特別所得税)の税率、 ②上場株式等の配当等 20.315%(所得税及び 復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率 で源泉徴収がなされ、原則として確定申告が必要 (配当控除あり)となるが、一定の場合、確定申告 不要制度を選択することができる。	上記と同様にキャピタルゲインとして課税される が、株式の場合には長期を一年超保有、短期を1 年以下保有と区分する(1222)。取得及び売却等が 市場を通す場合には約定日基準で固定されている (通達72-381)。特殊な総所得除外(日本の非課税 所得に相当する)として、適格中小企業株式の特 例があり(1202)、5年超保有株式の売却について は取得日より譲渡所得の50%、75%、100%が 500万ドル(夫婦合算1000万ドル)までを限度に所 得から除外されることになる。所得除外なので、 長期譲渡所得の計算上も注意が必要。しかも、税 率は28%になる。クロス取引の損出し防止規定 としてwash sales特例(1091)があり、売却前後 30日以内の取得に際して、売却損を取得費に算 入することとされている。小規模企業の売却損は 通常所得の損益相殺に使われる(1244)。 配当所得は、総合課税(61(a)(7))であり、通常所 得として計算される。ただし、一定の適格配当所 得についてはインフレーション配当として 15%、高所得者20%の軽減税率が適用されて いる(1(h)(11)(A))。	譲渡所得 先物課税と同様、総所得の多寡(46,350£)に より、10%・20%の二段階課税の申告分離課税 ただし、土地の譲渡益と併せて年間11,700£の 非課税枠(Antual Exempt Amount)がある。 配当所得 配当所得は65%所得控除 課税：1年以上4年未満の保有は50%所得控除、8 年未満の保有は65%所得控除 課税：1年以上4年未満の保有の場合50%所得控 除、4年以上8年未満の保有の場合65%所得控除、 8年以上保有の場合85%所得控除 EU域内の法人からの配当は二重課税排除のため 40%所得控除がある(総合課税選択の場合)。	同上 ただし、一定の条件を満たす株式の長期保有に関 しては下記の優遇措置があるため、総合課税を選 択する理由の一つになる。 配当：2年以上8年未満の保有は50%所得控除、8 年以上保有は65%所得控除 課税：1年以上4年未満の保有の場合50%所得控 除、4年以上8年未満の保有の場合65%所得控除、 8年以上保有の場合85%所得控除 EU域内の法人からの配当は二重課税排除のため 40%所得控除がある(総合課税選択の場合)。	2009年以前に取得した投資株式も、2018年以後 売却の場合、キャピタルゲイン課税の対象とされ た。経過措置として10万ユーロまで非課税とな るとされている。 譲渡所得： 源泉徴収26.375%の源泉分離課税、有利な場合 配当所得： 源泉徴収26.375%の源泉分離課税、有利な場合 配当所得： 源泉徴収26.375%の源泉分離課税、有利な場合 配当所得： 源泉徴収26.375%の源泉分離課税、有利な場合 分譲課税には概算経費控除が801ユーロ認められ (利子配当譲渡の金融所得全体で)、総合課税を 選択する場合には実額経費控除ができる。
	根拠法令	租税特別措置法37条の10 同法37条の11(上場株式等) 同法37条の11の2以降(特定口座の特例) 地方税法附則35条の2(一般株式等)同附則35条の 2の2(上場株式等)同附則35条の2の3以降(特定口 座の特例) 配当所得：所得税法24条、租税特別措置法9条の 3(上場株式等の特例)	上枠内に既述	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)2 Income Tax Act 8	同上 配当と譲渡の特例については租税一般法150-0D 条et及びquarter 国外配当の40%控除は租税一般法158条3項2'、 同項3'に控除の例外	所得税法20条
	所得区分	商品先物：雑所得等 金融先物：雑所得等 株式：譲渡所得、配当所得	先物取引と譲渡所得はキャピタルゲイン 配当は配当所得	配当所得が総合課税の配当所得であるほかは、す べてキャピタルゲインとなる。	商品先物及び金融先物：その他所得 有価証券：キャピタルゲイン、配当所得	いずれも金融資産所得 商品先物及び金融先物：先物取引 株式：投資取引、配当所得
	根拠法令	所得税法24条27条33条35条	64、65、1221	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)143	Monetary and Financial Code L211-1条3項は先 物を概括して金融契約に含めている。PFUの下で は取引に対する源泉徴収の段階で金融所得として すべてが統一的に取り扱われるが、申告時に総合 課税を選択した場合に株式の長期保有によるキャ ピタルゲインと配当所得の優遇措置が顕在化する。 そのために所得区分を維持する意味がある。 200A条1項A号2'に総合課税に適用される所得 控除はPFUに適用されないことが規定されてい る。	所得税法20条
	商品先物と金 融先物との損 益通算	同一のカテゴリーに属しており、損益通算可能	○ ○ ○		金融契約として同一のカテゴリーに属しているの で、総合課税を選択すれば損益通算が可能とな る。	同一の条文であり、通算は可能
	根拠法令	租税特別措置法施行令26条の23	いずれも1221により資本資産として同列に扱わ れている	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CG T)143 (1)	租税一般法150-0D条11項(租税法150ter条1項後 段で準用)	所得税法20条

大項目	小項目	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
損益通算	先物取引と株式の損益通算	別の所得区分になり、通算不可	○	○	同一種類の所得について非他のものにのみ損益通算ができることとされるため先物契約とキャピタルゲインは通算できない。損益通算後に長期保有優遇措置があることについては上述。	先物取引やデリバティブ取引は株式の譲渡・配当取引は損益通算ができない。
	根拠法令	租税特別措置法41条の14 など	同上	Taxation of Chargeable Gains Act 1992(CGT)143	租税一般法150-0D条11項	所得税法20条6項4文
損失繰越 控除の有 無	商品先物取引の損失の繰り越し控除の有無と適用期間	繰越控除3年	繰越控除は無期限に適用できる。	繰越控除は無期限に適用できる。	10年間繰り越し可能（ただし10分の1に制限される）	繰越控除は無制限に適用できる。
	根拠法令	租税特別措置法41条の15	1212(b)	CGT2	租税一般法150-0D条11項（租税法150ter条1項後段で運用）	所得税法20条6項2文
	金融先物取引の損失の繰り越し控除の有無と適用期間	繰越控除3年	同上	繰越控除は無期限に適用できる。	同上	繰越控除は無制限に適用できる。
	根拠法令	同上	同上	CGT2	同上	同上
源泉徴収 制度	株式の損失の繰り越し控除の有無と適用期間	繰越控除3年	同上	繰越控除は無期限に適用できる。	10年間繰り越し可能（ただし10分の1に制限される）	繰越控除は無制限に適用できる。
	根拠法令	租税特別措置法37条の12の2	同上	CGT2	租税一般法150-0D条11項 金融所得全般	金融資産所得全般 所得税法43条
課税当局 による補 足方法	源泉徴収の有無	株式：課税は特定口座とともに選択可能、配当は有り 所得税法181条 租税特別措置法37条の11の4	なし	所得税法（ITA）に源泉所得税の制度はある（Part15）が、金融所得では利子のみ ITA980・ITA847	租税一般法200A条1項A号J ¹	所得税法43条
	補足方法	先物：支払調書（租税特別措置法41条の15の2） 譲渡：支払調書（租税特別措置法38条） 配当：支払調書（所得税法225条） マイナンバー制度（特定個人識別番号利用法）	キャピタルゲイン明細：1099-B 配当明細： 1099-DIV	支払調書制度なし	口座開設届（1649A） 受託者の帳簿開示義務（1649AB条） 現物取引の報告義務（1649quarterA） 税務記録センター（1649条quinquies）	所得税法45d条： 源泉徴収義務者の連邦中央税務署通知義務 国税通則法107条： 通帳者への報酬 国税通則法111条： 関係省庁の協力義務
出典		平成30年4月1日現在法令	www.law.cornell.edu/uscode/text	www.legislation.gov.uk/	www.legifrance.gouv.fr	www.gesetze-im-internet.de/
		BEPS対策は、租税特別措置法に織り込まれ、FATCA規制も金融業務に浸透している。	上記は連邦所得税法の調査結果のみで、州税などは各州によって異なるため、各州における取扱いについては上記に記載していない。	The Collective Investment Schemes and Offshore Funds (Amendment of the Taxation of Chargeable Gains Act 1992) Regulations 2017が2018年1月1日から発効している。	なおBEPSを意圖して、金融機関に報告義務を課すほか、届出のない口座からの入金50%などの高率の源泉徴収税額を課し、立証責任を納税者に転嫁する仕組みとなっている。	BEPS対策は、所得税法に織り込まれている。なお、教養税が国税として賦課される。
備考	マイナンバーがほぼ網羅的に居住者に付されているため、所得の補足率が高いと思われる。				口座開設届と広範な帳簿調査権限、そして税務記録センターのデータ収集により所得の補足が行われる。	キャピタルゲインに対する非課税制度（制限的所得概念）を採用していたドイツであったが、2009年以後、包括所得概念に転向し、さらに金融資産所得は、大規模な源泉徴収体制にシフトした。

取引証拠金の当日預託の運用状況に関する調査について
(中間報告)

1. 調査対象、実施期間、回答の状況等について
 - (1) 調査対象：本会員 (20 社)
 - (2) 実施期間：10 月 19 日 (金) ～ 同月 26 日 (金)
 - (3) 回答状況：18 社が回答、2 社が無回答 (うち 1 社は個人顧客なし)
回答した 18 社のうち 8 社が取次者

2. 回答結果

(1) 当日預託の締め時刻について

締め時刻	14 時台	15 時以降	15 時 15 分以降	15 時 30 分以降	15 時 30 分以降 16 時より前	16 時以降	合計
社数	4 社	5 社	4 社	3 社	3 社	2 社	18 社

- 締め時刻は 14 時から 16 時の間に万遍なく分散している。
- 16 時以降に設定している社も 2 社あった。
- なお、有価証券については正午を締め時刻としている社が 1 社あった。だいたい証券ビジネスへの預託に要する時間を考慮してのものと思われる。

(2) 預託を受けた証拠金の当日預託額の集計方法について

集計方法	手作業	システム	合計
社数	5 社	13 社	18 社

- システム上で集計する会社が多い一方で 3 分の 1 弱の 5 社は手作業で集計していることであった。

(3) 委託者から預託を受ける銀行口座について

受入れ口座	単一口座	支店ごと等複数口座	合計
社数	4 社	14 社	18 社

- 事前にアリングにおいて、複数口座に入金された当日預託額を定刻までに集計するための手間・時間がかかるという指摘を受けて設定した設問
- 大多数の社が「支店ごと等複数口座」にて受けているとのことであった。

(4) 本制度開始に伴うコスト (手間暇・資金) 増の有無について

コスト増	なし	あり	合計
社数	10 社	4 社	18 社

【生じたコスト (各社複数回答、同趣旨の回答を集約記載)】

- 当日入金額の集計に係る作業が増加した
当日預託のための締め処理を帳入後の経理処理の前に別途、並行して行わなければならない。
- J C C H への委託者資産保全措置状況の報告 (事務局注：現在は cfef で基金に報告した内容を fax 等で報告している)
- 締め時間の変更に伴う各種顧客宛て交付書面の修正・発生作業
- 充用有価証券のだいこう証券ビジネスへの入出庫作業スケジュールの変更に伴う対応
渡し方の倉荷証券について、東商取ではだいビジで保全することになったため、だいビジとの間の入出庫の手間、手数料が発生している。堂島取では取引所が預かってくれる (事務局注：コメ関係で堂島取が預かるのは大阪コメのみ。新潟コシは指図書、東京コメはだいビジへの預託)。
- 振込手数料の増加 (取次先との場勘の受払いとの混合処理をしていた従前の費用より増加) ⇒ 今後、要確認
- システム変更に伴いベンダーに対する費用が発生している。

(5) 保全対象財産の発生について

- 全 18 社が「現時点では発生していない」旨を回答

(6) その他、気づいた点について (同趣旨の回答を集約記載)

- 受渡用の倉荷証券の持込み先を東商取に、証拠金用の倉荷証券の持込み先を J C C H にしていただきたい。それが不可能なら、東商取ビル内にだいビジの窓口を設置していただきたい。
- 同じ商先業者でありながら、取次者の締め時刻が受託業者より早くなってしまうのはいかがなものか。
- J C C H への確定残高及び予定残高照会の確認時刻が、以前は 17 時 15 分だったのが、当日預託開始に伴い 18 時以降と遅くなった。商先業者の人件費の点から改善できないか。また、J C C H 側で商先業者の当日入金額の確認が完了したらそれ以降は翌日向けの申告ができるようにしてほしい。

以上

〔資料 8〕 広報事業関係資料

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。



[資料 8 - (2)]

トップ >> 上場商品等 >> 農産物需給に関する事前予想について

農産物需給情報

?

予想ファイル

!

結果ファイル

予想と結果の比較

コーン 大豆

各穀物年度におけるとうもろこしの需給**予想**ファイル

2018/2019穀物年度

	2018					2019						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
Year2018/2019												
期末在庫	〇	〇										
旧穀 (2017年秋産)												
新穀 (2018年秋産)	〇	〇	〇									
四半期在庫												
作付意向面積												
確定作付面積												
単収												
生産量												

2017/2018穀物年度

	2017					2018						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
Year2017/2018												
期末在庫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
旧穀 (2016年秋産)												
新穀 (2017年秋産)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四半期在庫												
作付意向面積												
確定作付面積												
単収												
生産量												

2016/2017穀物年度

	2016					2017						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
Year2016/2017												
期末在庫	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
旧穀 (2015年秋産)												
新穀 (2016年秋産)	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四半期在庫												
作付意向面積												

[資料 8 - (1)]

デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年=1月1日から12月31日)で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係ありません。

また、決済していない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。



オプション取引の所得の計算

オプション取引の損益は、①オプションの転売又は買戻しによる決済、②権利行使*または被権利行使、買戻し*の権利消滅により確定します。
 なお、損益の計算は以下に行います。

*標準商品取引所の金オプション取引は、取引最終日の翌営業日にのみ権利行使(現金決済)が行われるオプション取引です。

① 取引最終日までに転売・買戻しをした場合

取引最終日まででなくとも転売・買戻しにより決済することができます。転売・買戻しにより決済した場合には、受払いしたプレミアムから委託手数料などを控除した額が課税対象の所得となります。

【課税対象所得】=受取プレミアム-支払プレミアム-支払委託手数料-消費税

② 取引最終日までに転売・買戻しをしなかった場合

取引最終日まででなくとも転売・買戻しが行われなかったオプション取引の建玉で利益が生じているものは、その翌営業日(権利行使日)に自動的に権利行使が行われ、その他のオプションは消滅します。

オプションの売買の別	権利行使/消滅の別	コール/プットの別	課税対象所得の算出方法
オプションを買った場合	権利行使が行われた場合	コールの買い	(最終清算価格-権利行使価格)×倍率-支払プレミアム-支払委託手数料-消費税
		プットの買い	(権利行使価格-最終清算価格)×倍率-支払プレミアム-支払委託手数料-消費税
	権利消滅した場合	コール/プットのいずれも	▲(支払プレミアム+支払委託手数料-消費税)
オプションを売った場合	買戻しによる権利行使が行われた場合	コールの売り	受取プレミアム-(最終清算価格-権利行使価格)×倍率-支払委託手数料-消費税
		プットの売り	受取プレミアム-(権利行使価格-最終清算価格)×倍率-支払委託手数料-消費税
	買戻しによる権利消滅した場合	コール/プットのいずれも	受取プレミアム-支払委託手数料-消費税

商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引(以下、単に「デリバティブ取引」といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。)の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行ったことにより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行った日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。

なお、商品先物取引業者(以下、単に「商先業者」といいます。)は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書(以下、単に「調書」といいます。)」を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商先業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

また、平成28年1月以降のお取引に関して提出する調書には、原則として、顧客の個人番号(マイナンバー)を記載することが商先業者に義務付けられており、これに関して商先業者はお客様に同番号の提供をお願いすることとされています。

税率は20% (所得税15%、住民税5%)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課税されます。

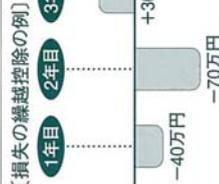
※これに加えて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生じた所得については「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が徴収されることとされており、詳しくは、P6をご覧ください。

損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたってデリバティブ取引による所得の金額から控除することができます。

【繰越控除を受けるために必要な手続き】

繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について、当該損失の金額に関する明細書等が添付された確定申告書を提出し、かつ、その後繰越期間中連続して確定申告書を提出することが必要です。また、控除を受けようとする年分の確定申告書には、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等一定の書類を添付しなければなりません。



年数	損益	解説
1年目	-40万円	年間では損失となり、所得はなかったこととなります。納税のための申告は不要ですが、翌年以降に損失を繰り越して控除を受けるためには、損失の確定申告書を提出しなければなりません。
2年目	-70万円	1年目に同じ。
3年目	+30万円	1年目の損失のうち30万円を控除できます。その結果課税所得はゼロとなります。
4年目	±0	取引なし(繰越控除の適用を受けるためには、毎年連続して確定申告書を提出する必要があります。)
5年目	+110万円	2年目の損失70万円を繰越して110万円から控除することができます。(1年目の損失のうちまだ繰越控除していないものが10万円残っていますが、既に3年経過してしまっているのでこの10万円については繰越控除することができません。) その結果、当年の課税所得は40万円となり、税率は20%です。つまり、納税額は8万円となります。



氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商先業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならぬこととなり、商先業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。

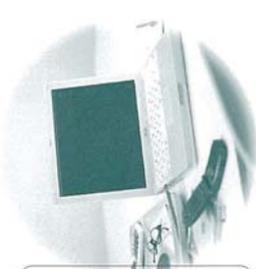
(注)デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商先業者に当該法人の名称及び住所を告知するとともに、商先業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商先業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があったときは、あらかじめ告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

〔「確認書類」としてとることができる主なもの〕

- 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、住民基本台帳カード
 - 健康保険被保険者証、国民年金手帳
 - 運転免許証、旅券(パスポート)
 - 外国人登録証明書
 - 国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書
- その他財務省令で定めるもの



ご参考

法人のデリバティブ取引に係る税金

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

① 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

② 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において決済されていない取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に基づき額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻り処理が行われます。

③ ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致させようとする会計手法を「ヘッジ会計(繰延ヘッジ会計)」といいます。

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細は税理士にご相談下さい。

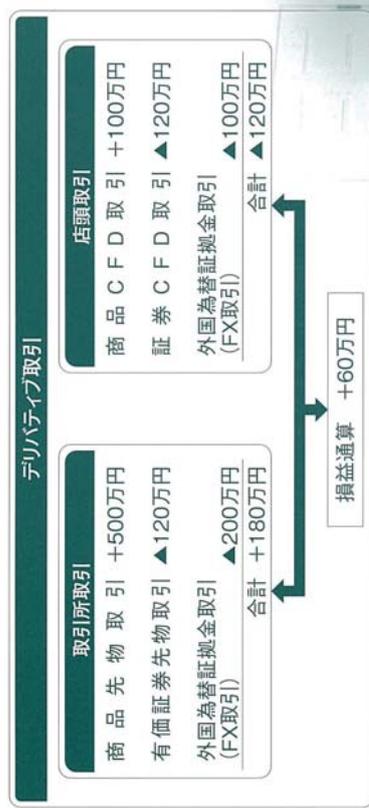


互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

- ① 国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オプション取引
(例:金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コメ等)
- ② 国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引
(例:日経225先物取引、同オプション取引等)
- ③ 国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードワラント
(例:くりっく365、大証FX、ユーロ円3か月金利先物等)
- ④ 店頭商品デリバティブ取引(金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引)、店頭金融商品デリバティブ取引(通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引)、店頭カバードワラント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)
(例:商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引)

上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンド、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。



複数の商先業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商先業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。



復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するのに必要な財源を確保する特別措置として、「復興特別所得税」が創設されました。

1. 措置期間、課税対象、税額

(1) 措置期間

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

(2) 課税対象

上記期間内の個人の所得税額

(3) 税額

所得税額に2.1%乗じて得られた額

2. 税額算出の例

例えば、個人の方が行ったデリバティブ取引から得られた所得が50万円である場合、当該所得に係る復興特別所得税は以下のようにして算出することができます。

所得税額 = 50万円 × 15% = 7万5千円

住民税額 = 50万円 × 5% = 2万5千円

復興特別所得税 = 7.5万円 × 2.1% = 1,575円(新設)

●住民税等の地方税は対象となりません。

3. 留意すべき点

所得税額が課税対象となることから、現行税法に設けられている10の所得(利子・配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑・山林・退職の各所得)から生じる所得税全般に2.1%の税金が課せられることになります。

詳細は税理士等の専門家または課税当局にご確認下さい。

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

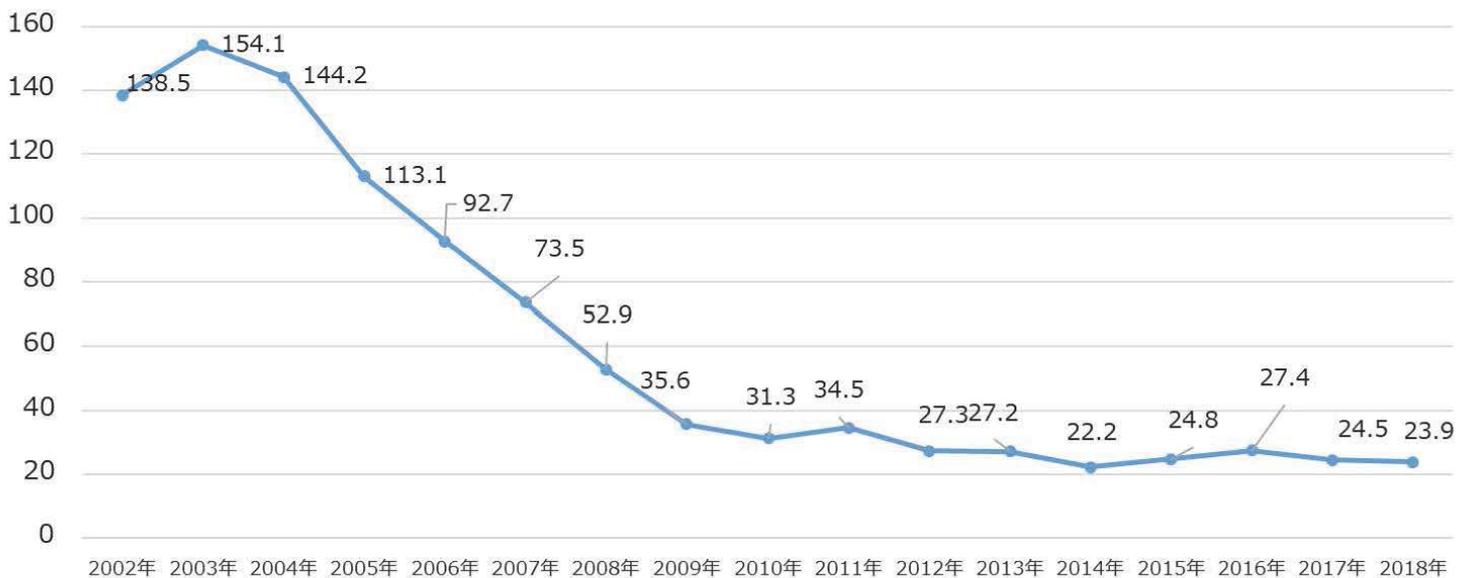
日本商品先物振興協会

〒103-0012
東京都中央区日本橋蛸屋町1-10-7 東京商品取引所ビル4層
TEL 03-3664-5731 FAX 03-3664-5733
<http://www.jcfia.gr.jp/>

[資料 8 - (3)]

単位：百万枚

商品先物取引 出来高推移(暦年)



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：百万枚

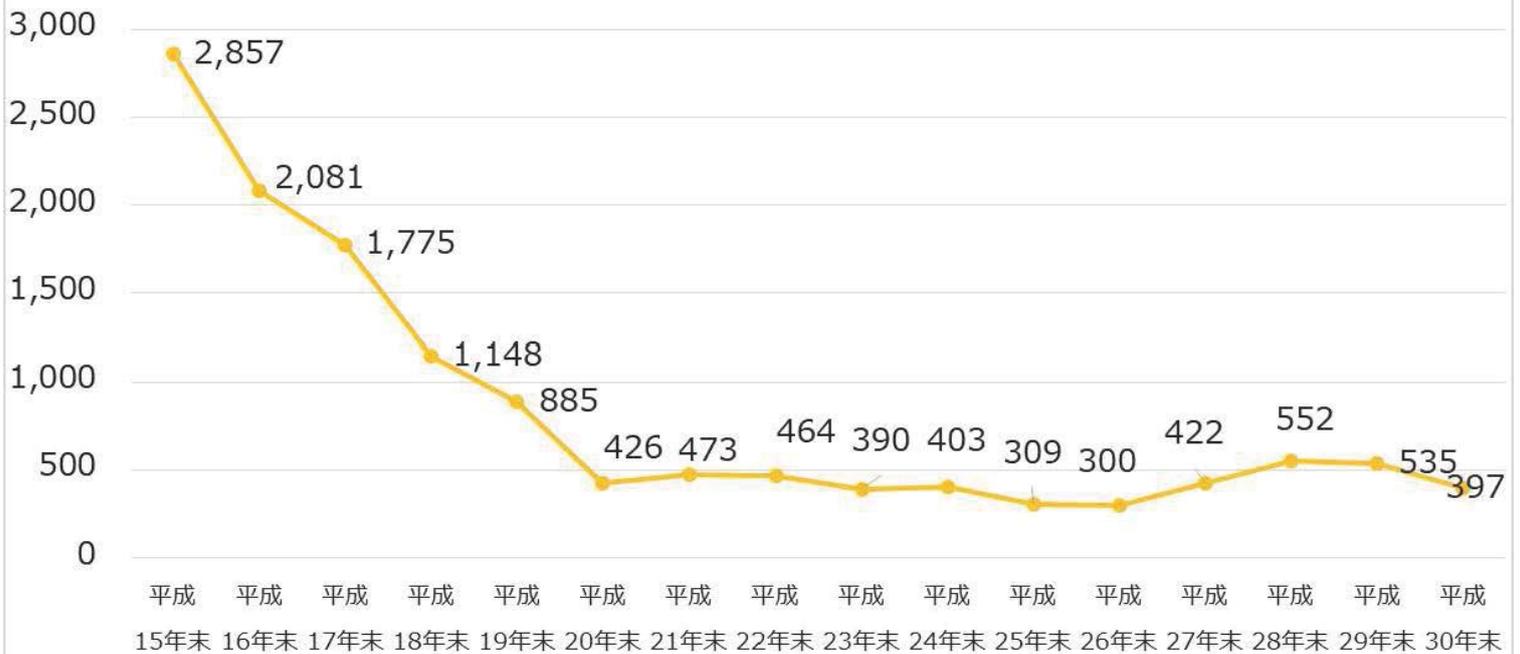
商品先物取引 出来高推移（年度）



出所：(株)日本商品清算機構「品目別出来高速報」

単位：千枚

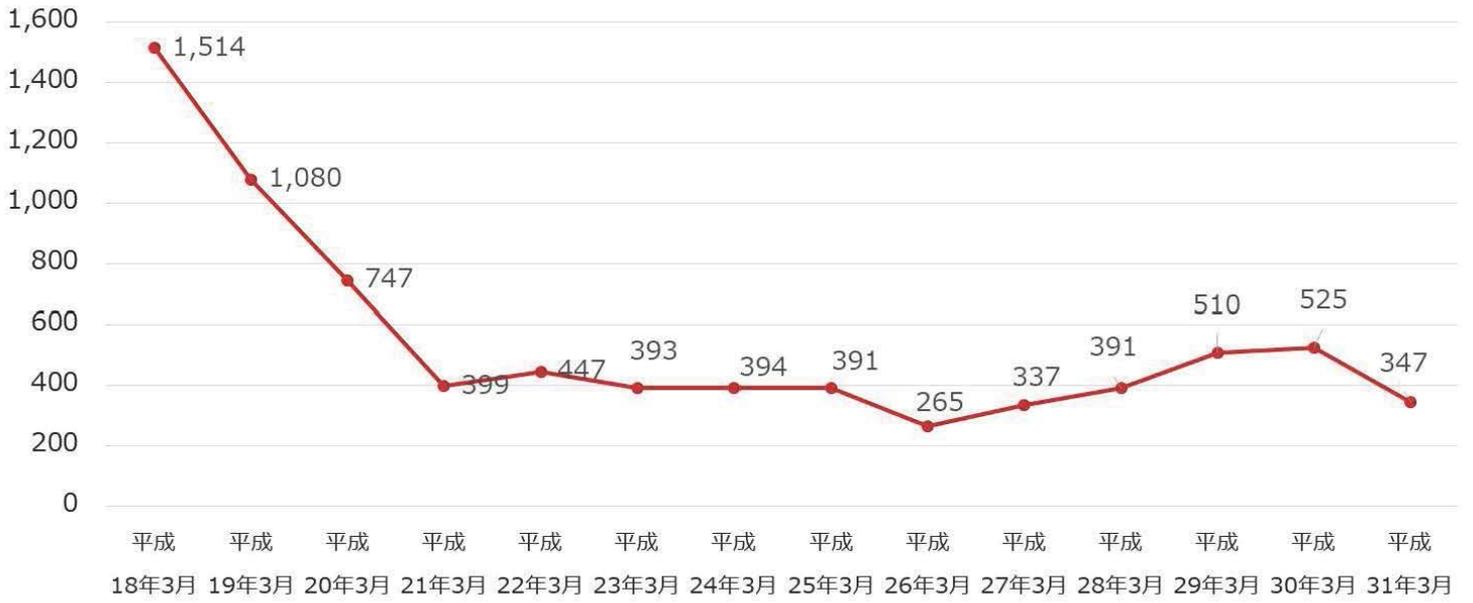
国内市場 取組高推移（年末）



出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」

国内市場 取組高推移（年度末）

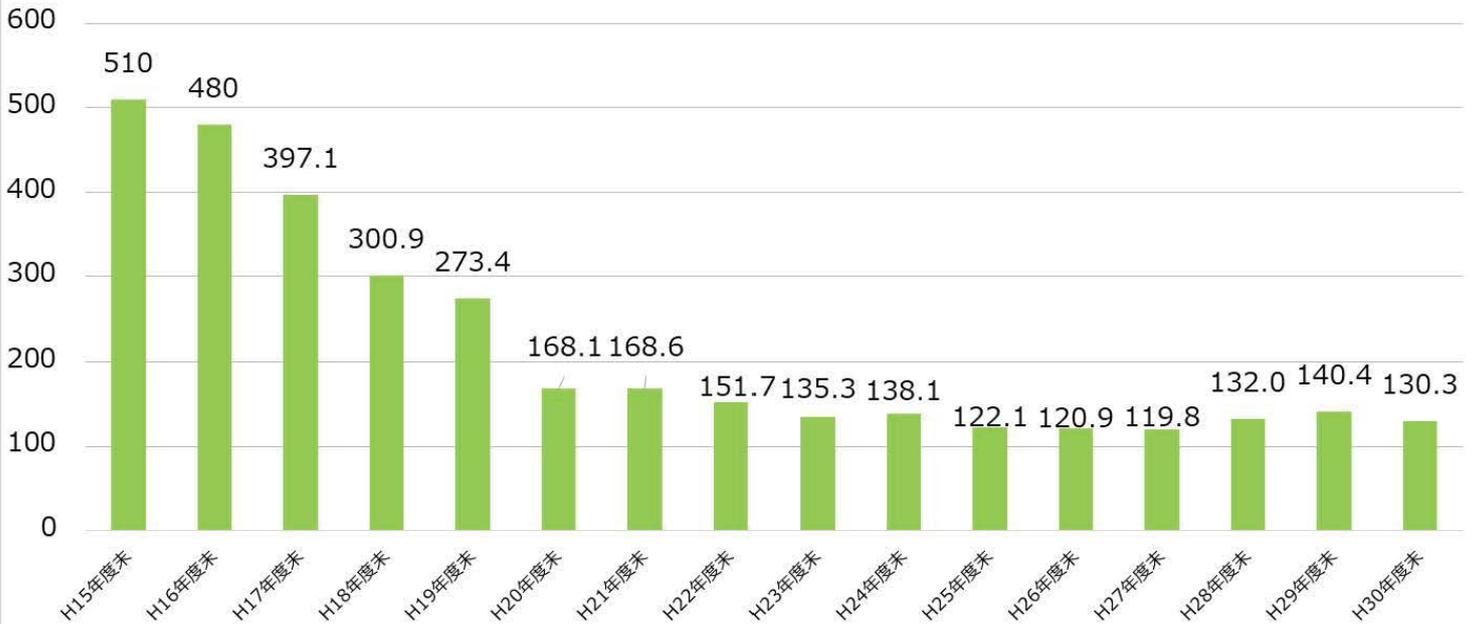
単位：千枚



出所：(株)日本商品清算機構「VOLUME&OPEN INTEREST」

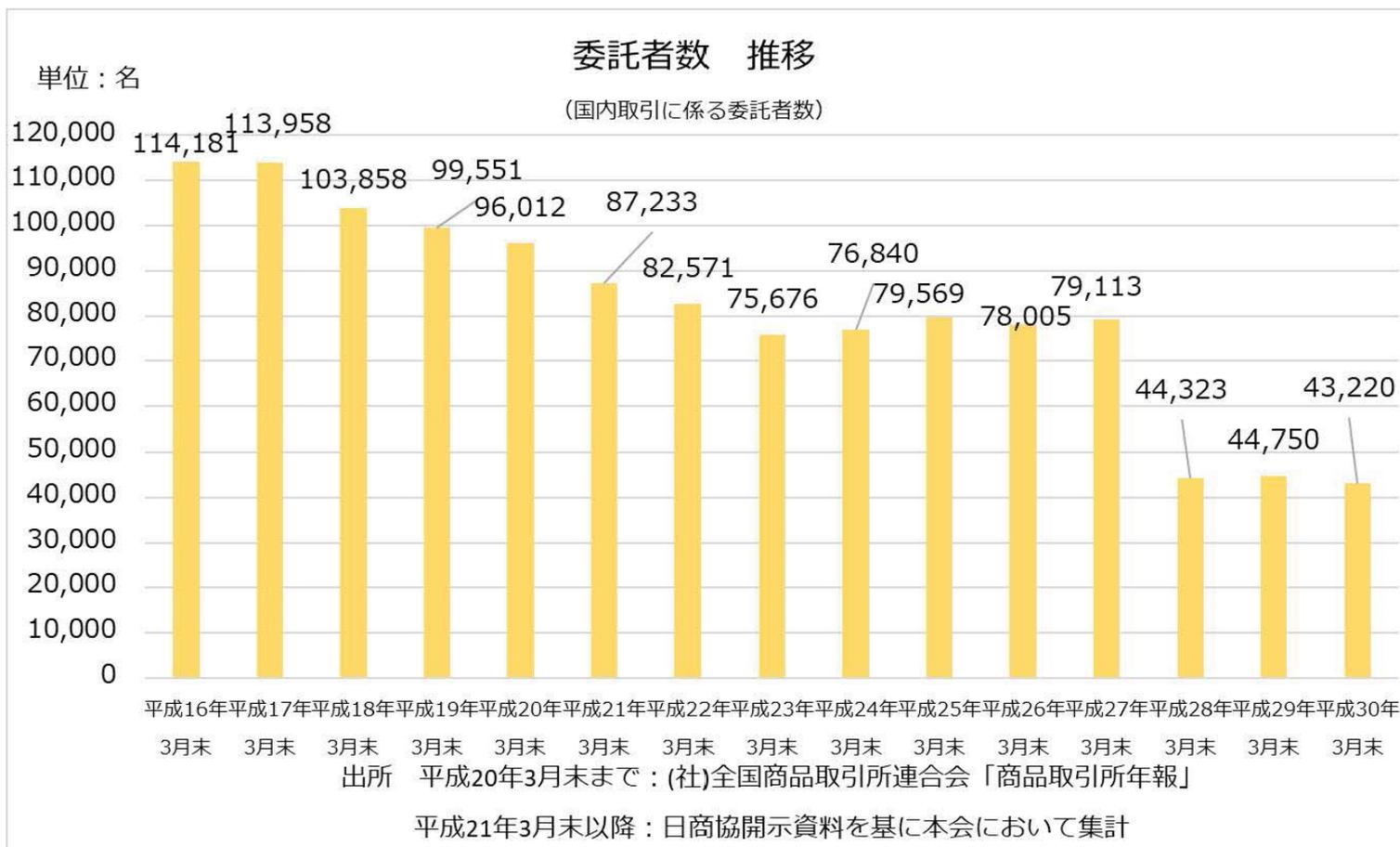
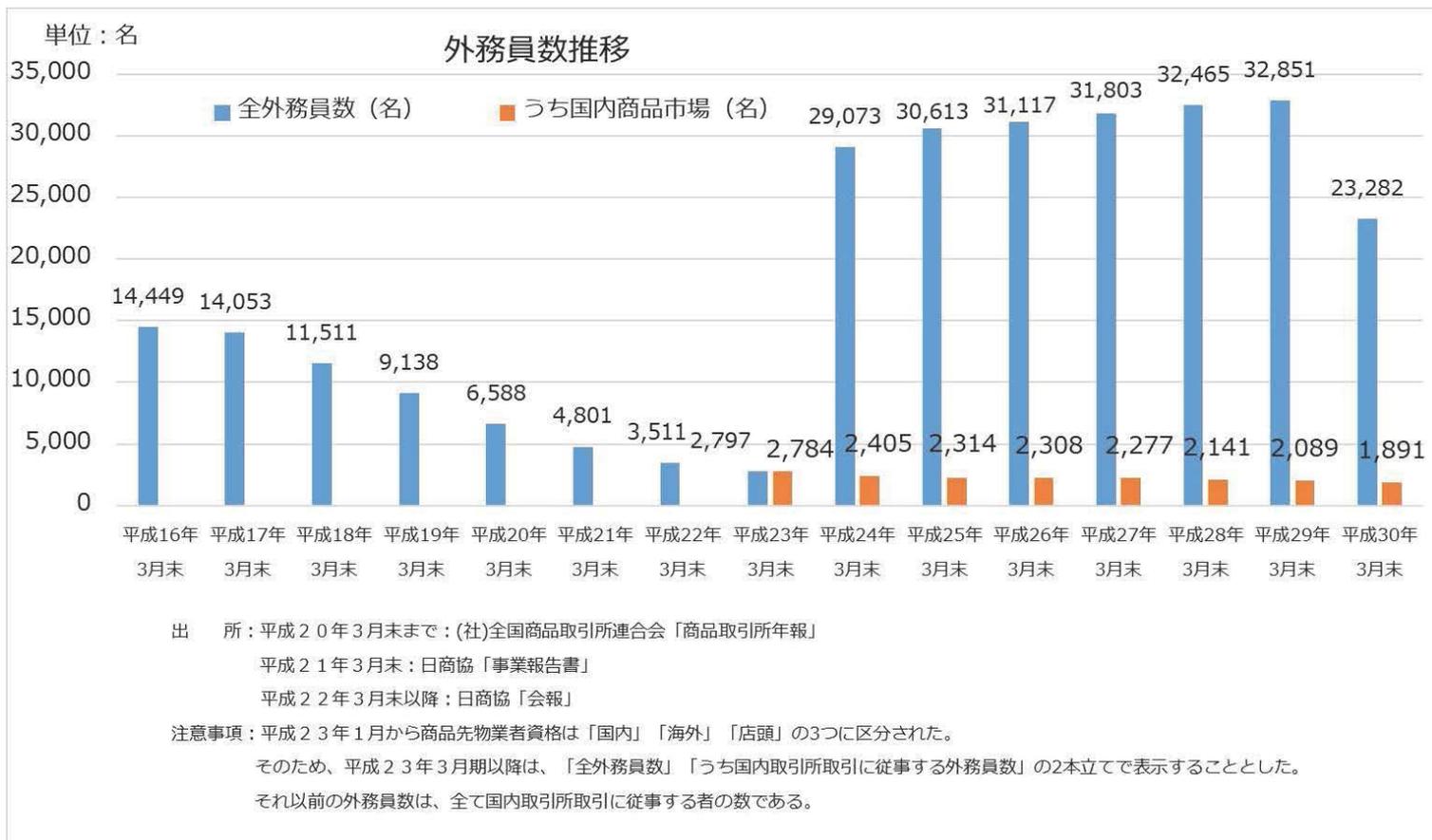
単位：10億円

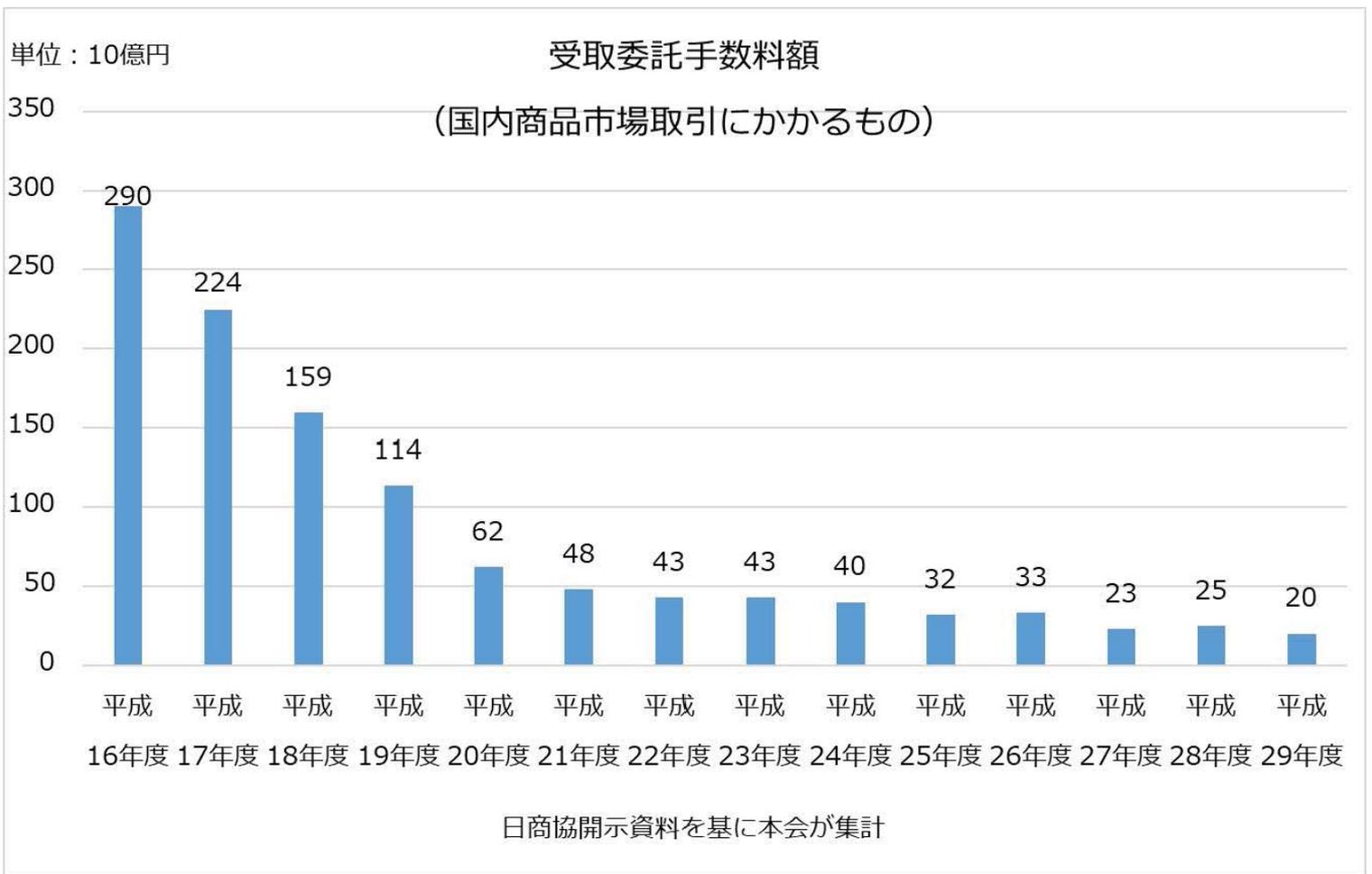
預り証拠金額推移



出所：(株)日本商品清算機構「預託金残高推移（委託総額）」







[資料8－(4)]

2019年3月吉日

商品先物取引業界 関係の皆様

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会
日本商品委託者保護基金

2019年版商品取引年鑑の謹呈について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、当業界に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般出版されました、商品取引年鑑の2019年版を謹呈いたしますので、ご査収いただければ幸甚に存じます。

敬具



プレス・メディアのみなさんへ | 登録料無料 | 期間のコモフェス | コモディティフェスティバル | コモディティ投資をじっくり学べる一日。

ホーム | 開催概要 | 開催詳細 | 登録者プロフィール | 主催・協賛・協力

Commodity Festival'18

コモディティ投資をじっくり学べる一日

2018.9.8 土

大阪会場
本町・ヴィアールホール
【定員250名】12:40-16:30 開場 12:00

2018.9.22 土

東京会場
御茶ノ水・ソラシティホール
【定員350名】12:40-16:30 開場 12:00

世界を動かすコモディティ。その魅力から現在のマーケット、トレード手法まで

事務局からのお知らせ

コモフェス2018開催レポート

今後のコモフェスや投資関連イベントのご案内をメールで受け取りたい方は
 「メールアドレス・名前・性別・都道府県」を明記の上 commodity.fes@gmail.com までご連絡ください。
 最新のイベント開催情報をお知らせいたします。

主催者からのごあいさつ

コモディティフェスティバル2018

世界を動かすコモディティ。
 コモディティを知り尽くす講師陣による、これからのコモディティを考えるセッション。
 勝つトレーダーの本質に迫る対談、魅力を伝える多彩な展示ブースまで。
〒100-0001 東京都千代田区千代田 4-4-1 住友ビル 4F (地下鉄丸の内線丸の内駅より徒歩1分)